

秋田市公告

秋田市雄和平尾鳥字藤森地区の一部について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第3項の規定に基づき筆界案を作成したので、同条同項の規定により下記のとおり公告する。

令和5年3月13日

秋田市長 穂 積 志

1 土地の所在・地番

秋田市雄和平尾鳥字藤森110番（山林）

2 筆界案を確認することができる場所

秋田市企画財政部地籍調査室（秋田市河辺市民サービスセンター内）

3 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者、その他利害関係人およびこれらの代理人

4 筆界案の作成者

秋田市（地籍調査室）

5 公告期間

令和5年3月14日から同年4月2日まで20日間。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日。

筆界案の確認は期間中午前9時から午後5時まで行うこととする。

公告の日から20日間意見を申し出ることができる。

なお、公告の日から20日間を経過しても申出がないときは、同条同項の規定に基づき調査を行う。